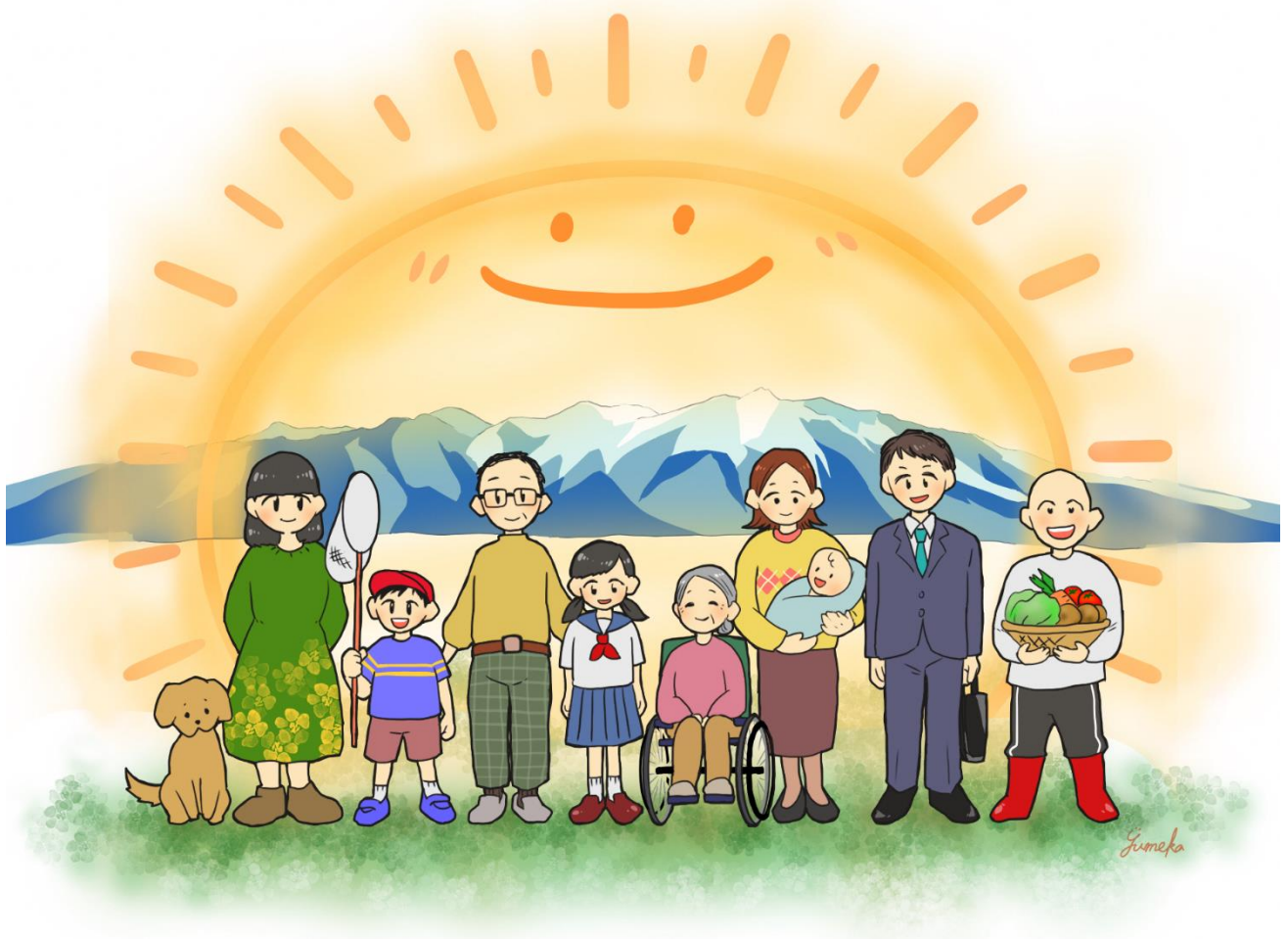


# 北海道上川保健所管内 難病相談ガイドブック ＜保存版＞



(鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町)

上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議

難病対策専門部会

# はじめに

## 1 ガイドブック作成にあたって

国や北海道では、難病患者への療養支援として、平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、医療費の公費負担や相談対応、各種事業等を実施しています。

上川中部圏域においては、関係機関、関係団体が連携し、難病の患者への支援の体制の整備を図るため、難病対策地域協議会を設置しており、このたび、患者・家族の皆さんの悩みや不安を少しでも軽減し、安心して療養生活を送れるよう、難病に関する相談先などをまとめたガイドブックを作成しました。

## 2 難病に関する全般的な相談について

難病対策地域協議会の事務局である北海道上川保健所では、難病のある方の生活を支援するために、保健師が各種相談や情報の提供を行っています。個人情報、守秘義務により守られますので、お気軽にご相談ください。

例えば・・・

「病気について話を聞きたい」「生活のことで悩んでいる」  
「サービスを利用したいけど、どんなサービスがあるのかわからない」  
「仕事をしたいけど、どこに相談していいのかわからない」 など

- 相談の内容によっては、ご了解の上、担当の関係機関へおつなぎいたします。
- 疾患や年齢を問わずお気軽にご相談ください。
- 相談に関する費用はかかりません。
- 必要があれば訪問して相談に応じます。

### 【連絡先】

北海道上川保健所 健康推進課 健康支援係 保健師

(対象町：鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町)

月曜日～金曜日 8：45～17：30

〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎内

北海道上川保健所（北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室）

**TEL：0166-46-5992**

FAX：0166-46-5262

# も く じ

<u>1 指定難病とは</u> . . . . .	1
<u>2 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方へ</u> . . . . .	2
(1) 受給者証の使い方 . . . . .	3
(2) 毎年必要な手続き . . . . .	3
(3) 状況が変化したときに行う手続き . . . . .	4
(4) 医療費の助成内容 . . . . .	5
(5) 申請手続きのよくある質問 . . . . .	6
<u>3 難病に関するサポートのご案内</u>	
医療に関すること . . . . .	8
介護保険・障害福祉サービス等に関すること . . . . .	9
就労に関すること . . . . .	12
お金に関すること . . . . .	13
難病相談の窓口等について . . . . .	14
<u>4 患者・家族会について</u> . . . . .	15
<u>5 緊急・災害への備え</u> . . . . .	17
<u>6 資料</u>	
障害福祉サービス . . . . .	23
介護保険サービス . . . . .	25
道内の保健所一覧 . . . . .	27

# 1 指定難病とは

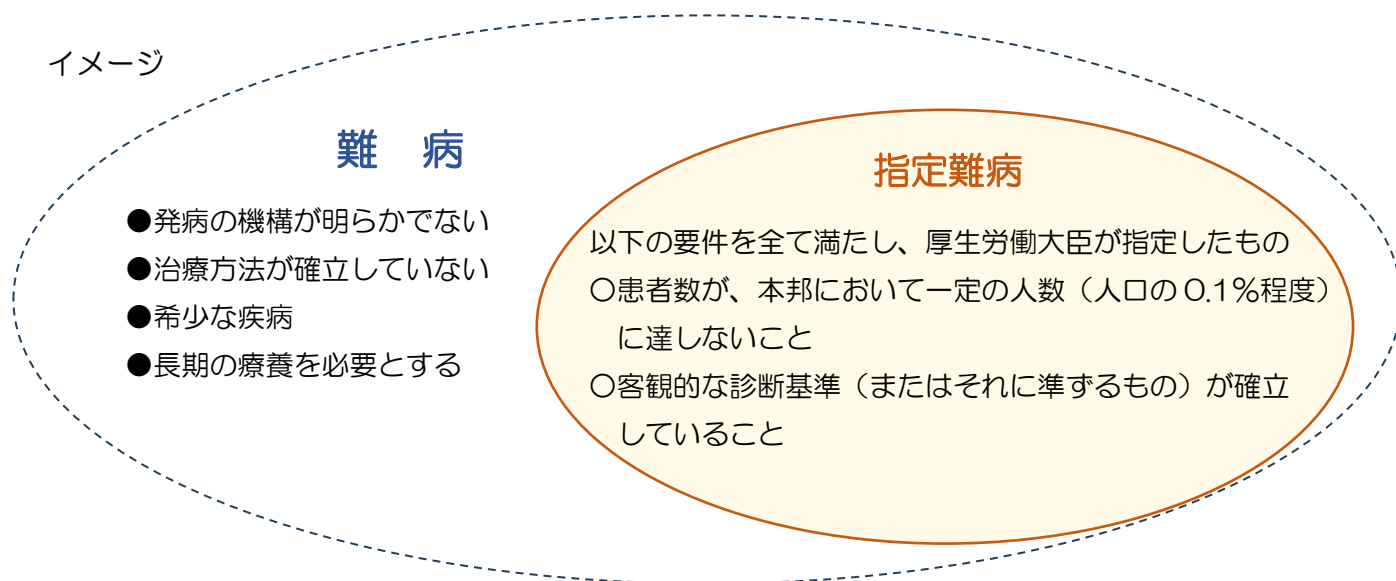
## (1) 難病法について

難病対策については、昭和47年「難病対策要綱」により、難病の実態把握や治療方法の開発、難病医療の水準の向上、患者の療養生活環境の改善、社会的認識の促進が進められてきましたが、難病対策をさらに充実させ、難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくものとして、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という）が施行されました。

## (2) 難病・指定難病とは

難病法では、難病とは「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めています。また、これらの要件を満たす難病のうち、医療費助成の対象となるものが、指定難病です。

イメージ



道では、指定難病の診断を受けており、国の定めた基準を満たしている方等を対象に、難病の治療等にかかる費用の助成をしています。世帯の収入により自己負担上限額が定められ、上限額を超える分は公費によりまかなわれます。

\*助成制度の新規申請に係る具体的な手続きについては、北海道のホームページ（「北海道難病」で検索）をご確認いただくか、北海道庁もしくは上川保健所にご連絡ください。

## 2 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方へ

\* 受給者証がお手元に届きましたら、以下の項目をご確認ください。

特定医療費（指定難病）受給者証			
公費負担者番号	見本	入院時の 食事療養費	全額自己負担
受給者番号	00000000		
①住所	000 - 0000 △△町.....		
②氏名	上川太郎		
生年月日	昭和XX年 1月 1日	性別	男
③保険者名	北海道後期高齢者医療広域連合		
記号・番号	00000000	適用区分	*
④疾病名			
指定医療機関名 (病院・診療所) (薬局) (訪問看護)	難病法に基づき指定された指定医療機関		
⑤自己負担上限額	月額	円	階層区分
⑥人工呼吸器	— 高額長期 —	— 軽症特例 —	— 世帯按分 —
⑦有効期間	年月日～年月日		
備考(保護者住所、氏名、続柄等)			
上記のとおり認定する。			
北海道知事			

項目	注意点
①住所	住所が変更となった際には届出が必要です。
②氏名	姓が変更となった際には届出が必要です。
③健康保険証	医療保険が変更となった際には届出が必要です。 *特に、保険が後期高齢に切り替わる際にはご注意ください。
④疾病名	記載されている疾病に関する医療等のみが助成の対象となります。
⑤自己負担上限額	市町村民税額等に応じて上限額は異なります。医療費等が助成されますので、病院や薬局等の窓口で毎回提示してください。
⑥各種特例措置	申請時点で特例措置に該当する場合は「○」が記入されています。
⑦有効期間	有効期間の開始日から受給者証が届くまでの間の医療費が自己負担上限額を超えていた場合、払い戻しの対象となる場合があります。更新を希望される場合は、毎年更新申請が必要となります。

## (1) 受給者証の使い方

受給者証に記載の指定難病治療の際はかならず、

「**特定医療費（指定難病）受給者証**」「**自己負担上限額管理票**」を提示してください。

\*自己負担上限額管理票は、必ず、指定医療機関等で記入してもらってください。

受給者証を提示する場面の例

- ✓ 病院に受診・入院するとき  
健康保険証と一緒に病院窓口で見せてください。
- ✓ 薬局で薬をもらうとき  
お薬手帳と一緒に薬局窓口で見せてください。
- ✓ 介護保険サービスを受けるとき  
介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護認定調査員に見せてください。

## (2) 毎年必要な手続き（更新申請）

### ○更新手続きについて

更新申請の書類は、北海道庁から、更新の手続き時期に郵送されます。内容をお確かめの上、必要書類をご用意ください。

なお、必要書類は、下記ホームページでも確認・ダウンロードが可能です。

更新の手続きは、指定されている受付期間までに行ってください。更新期間を過ぎると、再び新規申請をすることとなり、新たな受給者証が発行されるまで数ヶ月を要することがあります。

\*カレンダーやスマートフォンに更新期間を記載する等、忘れないようご注意ください。

### ○申請方法

必要書類をご用意の上、北海道庁または居住地を管轄する保健所に提出します。

\*道内の保健所一覧は巻末のページをご覧ください。

○各様式は、上川保健所に用意してあります。

また、以下のホームページでもダウンロードが可能です。

北海道保健福祉部地域保健課 ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/nanbyou/>

北海道 難病対策係

検索

### (3) 状況が変化するときに行う手続き

手続きが必要なとき		提出書類
姓が変わった		① 変更届 ② 戸籍抄本または住民票（変更内容が記載されているもの） ③ 受給者証（コピー）
道内で住所が変わった （札幌市を除く）		① 変更届 ② 住民票（変更内容が記載されているもの）* ③ 受給者証（コピー） *同一市内の場合は転居後の住所がわかるもの（郵便等）
医療保険の区分が変わった		① 変更届 ② 医療保険の資格情報が確認できる資料（コピー） ③ 受給者証（コピー）
生活保護を受ける		① 生活保護の受給証明書類（開始日がわかるもの） ② 受給者証（コピー）
生活保護をやめる		① 医療保険の資格情報が確認できる資料（コピー） ② 町民税の所得及び課税状況が確認できるもの *どちらも本人及び同じ医療保険に加入している方
紛失・汚損・破損した		① 再発行申請書 ② 受給者証（紛失以外の場合） ③（紛失の場合）身元を確認できるもの
道外・札幌市への転出 医療の必要がなくなった 亡くなった		① 返納届 ② 受給者証
特例措置に 該当する	高額かつ 長期※	① 支給認定申請書 ② 自己負担上限額管理票 （これによりがたい場合は、医療費申告書及び領収書） ③ 受給者証（コピー）
	世帯按分	同一世帯に複数受給者（小児慢性特定疾病も含む）がいる場合 ① 支給認定申請書 ② 世帯全員分の受給者証（コピー）
	人工呼吸器 使用	① 支給認定申請書 ② 臨床個人調査票（人工呼吸器等に関する記載のあるもの） ③ 受給者証（コピー）

\* 申請や届出の様式は上川保健所に用意してあります。

※「高額かつ長期」とは

次の条件にあてはまる方は、自己負担上限額が軽減される場合があります。

- ① 受給者証に記載されている階層区分が、「A3」、「A4」、「A5」の方
- ② 指定難病の医療費助成の認定を受け始めてから、月ごとの指定難病に係る総医療費（10割分）が5万円を超える月が、申請月を含めて過去12か月以内に6回以上ある方

## (4) 医療費の助成内容

指定難病および指定難病に付随しておこる疾病に対する、「**指定医療機関**」(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)での、医療保険の適用される治療等。

\* **指定医療機関**については、北海道のホームページに掲載しています。

北海道 難病 指定医療機関

### ○医療費の自己負担

医療費等の3割を自己負担している患者さんについては、負担割合が2割になります(もともとの負担割合が1割又は2割の方は、変更ありません。)

所得状況(区市町村税の課税状況等)に基づき、月ごとの自己負担上限額が設定され、同月内の医療等に係る費用(複数の医療機関、薬局等で受けたものを合算する。)について、当該上限額を超えた自己負担額は全額助成されます。

### ○医療費等助成の対象

以下の医療等のうち、自己負担分が助成の対象となります。

医療費・薬剤費については、該当疾患の治療に関する医療であっても、都道府県から指定を受けた指定医療機関等で行われるもの以外は助成の対象にはなりません。

医療	診療、検査、治療、看護等の費用、医療費、薬剤費、訪問看護費 等
介護	・訪問看護(予防含む) ・訪問リハビリテーション(予防含む) ・居宅療養管理指導(予防含む) ・介護療養施設サービス ・介護医療院サービス

### ○その他

受給者証に書かれている疾患の治療に必要な次の費用について、医師の証明、領収書や保険者からの支給決定通知書がある等の条件を満たせば、還付対象となります。

#### ① 補装具購入費用

治療に直接関係する治療用装具に限る

#### ② 施術(あんま・マッサージ及びはり・きゅう)費用



神経・筋疾患、骨・関節系疾患等の治療に必要なものに限る

\* 詳細については直接お問い合わせいただくか、様式(償還払申請書(補装具等))をご覧ください。

(様式は、上川保健所窓口または、北海道のホームページにあります。)



## (5) 申請手続きのよくある質問

No	質問	回答
1	更新申請の書類が見当たりません・なくしました	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新申請の書類は、北海道庁から、更新手続き時期に郵送されます。</li> <li>紛失された場合は、以下の方法で入手可能です。               <ol style="list-style-type: none"> <li>以下の北海道のホームページからダウンロードする  <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">北海道 難病対策係</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">検索</div> </li> <li>最寄りの保健所に取りに行く。</li> <li>最寄りの保健所に電話して郵送を申し込む。</li> </ol> </li> </ul>
2	病院から「診断書」の様式を持ってくるように言われました	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師に記載してもらった診断書にあたる「臨床調査個人票」の様式は、各病院で様式をダウンロードして作成していただくようお願いしておりますが、難しいようであれば保健所で印刷してお渡ししますので、お電話でお知らせ下さい。</li> <li>臨床調査個人票様式のダウンロードは次のホームページからできます。  <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">難病情報センター</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">検索</div> </li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です</p> </div>
3	75歳になり、保険証が「後期高齢者」になりました。手続きが必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者証の記載事項が変わりますので、手続きが必要です。</li> <li>郵送での手続きの場合は、必要書類を北海道庁のホームページより印刷いただくか、お電話(011-206-6028)または、QRコードから必要書類の郵送を申請いただけます。</li> <li>保健所でも手続きが可能です。新しい保険証と受給者証(コピー)をお持ちの上、「変更届」を提出して下さい。</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です</p> </div>
4	本人に代わって代理人が手続きできますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>できます。その場合は、申請者が代理人の氏名となり、申請書ウラ面の委任状に、本人の記名押印が必要となります。手続きの際は、代理人の身分の証明となるものをお持ち下さい。</li> <li>なお、代理人が申請した場合、受給者証や更新書類等は代理人の住所に送付することとなります。</li> </ul> <p>※単に申請書類を保健所に持参するだけの場合は、本人の代行とみなし、委任状等は不要です。</p>


No	質問	回答
5	更新申請のとき、自己負担上限額管理票は必ず提出が必要ですか？	<p>・審査時に、次の基準を満たしているかの確認を行うため、申請月を含めて過去 12 ヶ月分を必ず添付してください。自己負担上限額管理票がお手元にならない場合は、医療費総額証明書または医療費の領収書（コピー可）を提出してください。ただし、医療費総額証明書は有料となる場合があります。</p> <p>①軽症者特例 指定難病の症状の程度が国の定める基準を満たしていない方でも、月ごとの医療費総額が 33,330 円を超える月が年間 3 回以上ある場合は、支給認定対象となります。</p> <p>②高額かつ長期 自己負担の階層区分が「A3」「A4」「A5」の方で、月ごとの医療費総額が 50,000 円を超える月が年間 6 回以上ある場合、自己負担上限額が軽減されます。</p>
6	特例措置の「世帯按分」や「人工呼吸器」とは何ですか？	<p>①世帯按分 ・同一世帯内に、同じ医療保険に加入する複数の患者がいる場合、世帯の負担が増えないよう、世帯内の対象患者数を考慮して、負担上限額が減額される場合があります。 ・対象疾患は指定難病だけではなく、小児慢性特定疾病も含まれます。</p> <p>②人工呼吸器 ・人工呼吸器その他の生命の維持に必要な装置を装着していることにより特別の配慮を必要とする患者については、月ごとの自己負担上限額は所得に関わらず 1,000 円となります。 指定難病により、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要があること、日常生活動作が著しく制限されていること等の要件があります。</p>

## 3 難病に関するサポートのご案内

### 医療に関すること

#### (1) 医療機関

○道内の難病の医療費助成制度に係る指定医療機関は、北海道のホームページから確認ができます。(病院、診療所その他、訪問看護事業所、薬局等もこちらから確認できます。)

北海道 難病 指定医療機関  検索 

(URL) <https://www.harp.lg.jp/opendata/dataset/746.html>

○医療機関によっては、医療相談室・地域連携室が設置されており、医療ソーシャルワーカーや看護師などが、医療のこと、在宅療養に関することや経済的なこと、制度の利用に関することなどについて、相談に応じています。

#### (2) 訪問看護

○訪問看護は、主治医の指示により、訪問看護師などが自宅に訪問して、ケア等を実施します。事業所によっては、訪問看護の他、理学療法士、作業療法士等によるリハビリテーションを行うこともできます。また、緊急時の24時間対応を行っている事業所もあります。(訪問看護ステーションにより実施状況は異なりますので、直接ご確認ください)

訪問看護の利用を希望される場合は、訪問看護事業所、主治医、ケアマネージャーに相談してください。

##### ○在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅で人工呼吸器を装着し、療養されている指定難病及び特定疾患の患者が、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受ける場合、その回数を超えた訪問看護料について一定の公費負担を受けられる制度があります。

(事業の利用を希望される場合は、利用されている訪問看護事業所に相談してください。)

#### (3) 歯科・口腔ケア

##### ○道北圏域在宅歯科医療連携室

何らかの事情で歯科治療が困難な方などを対象に、歯科治療や口腔ケアに関する相談を受け付けています。ご本人、ご家族、施設や事業所の職員、医師や看護師等からの相談に対応しており、必要に応じて、訪問して歯科診療や口腔ケアを行います。

【相談時間】 平日 10:00~15:00

【電話番号】 0120-06-7280      【FAX 番号】 0166-73-3259

## 介護保険・障害福祉サービス等に関すること

### (1) 介護保険サービス

○安心・安全に療養生活を送るため、サービスを有効に活用しましょう。サービスの利用には、申請手続き、要支援・要介護の認定を受けることが必要です。

#### 【申請・相談の窓口】

11 ページの一覧から、お住まいの町の相談先をご確認ください。

#### 【対象となる方】

##### ①第1号被保険者 65歳以上の方

原因を問わずに、介護や日常生活の支援が必要になった時に、市町村の認定を受け、介護保険サービスを利用できます。

##### ②第2号被保険者 40歳以上64歳の方（医療保険に加入している方）

特定疾病\*により、介護や日常生活の支援が必要となったとき、市町村の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

* 特 定 疾 病	① がん末期	※ <u>下線</u> のある病名は該当する 可能性のある指定難病です。
	② 慢性関節リウマチ（ <u>悪性関節リウマチ</u> 等）	
	③ <u>筋萎縮性側索硬化症</u>	
	④ <u>後縦靭帯骨化症</u>	
	⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症（骨形成不全症 等）	
	⑥ 初老期における認知症（前頭側頭葉変性症、プリオン病 等）	
	⑦ <u>進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</u>	
	⑧ <u>脊髄小脳変性症</u>	
	⑨ 脊柱管狭窄症（ <u>脊柱管狭窄症のうち広範脊柱管狭窄症</u> ）	
	⑩ 早老症（ <u>ウェルナー症候群</u> 等）	
	⑪ <u>多系統萎縮症</u>	
	⑫ 糖尿病性神経障害・腎症・網膜症	
	⑬ 脳血管疾患（ <u>もやもや病</u> 等）	
	⑭ 閉塞性動脈硬化症（ <u>バージャー病</u> 等）	
	⑮ 慢性閉塞性肺疾患（ <u>閉塞性細気管支炎</u> 等）	
	⑯ 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症	

#### 【サービスの内容】

訪問サービス、通所サービス、施設サービス、地域密着型サービス、福祉用具の購入・貸与、住宅改修、移動支援など

\*詳しいサービスの種類は、巻末の資料に掲載しています。

## (2) 障害福祉サービス等

○身体障害者手帳の有無に関わらず、難病等で対象となる疾病の方は、障害福祉サービス等を受けられる可能性があります

### 【申請・相談の窓口】

11 ページの一覧から、お住まいの町の相談先をご確認ください。

### 【対象となる方】

身体障がい、知的障がい、精神障がいの方、難病患者の方  
市町村で障害区分認定を受けると、サービスを利用できます。

\* 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方のサービス支給対象に該当される場合は、基本的に介護保険サービスが優先されます。ただし、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスは受けることができます。

\* 詳しいサービスの種類は、巻末の資料に掲載しています。

### 【サービス内容】

障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、短期入所、生活介護、自立訓練等）・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（移動支援、日常生活用具給付等）

## (3) 身体障害者手帳

### 【申請・相談の窓口】

11 ページの一覧から、お住まいの町の相談先をご確認ください。

### 【対象となる方】

身体に障がいのある方は、障がいの程度により、対象となる可能性があります。

### 【内 容】

手帳所持者は、障がいの内容などにより、公共料金などの割引や減免、税の軽減などが受けられます。また、障害児福祉手当、特別障害者手当の制度があります。

### \*ヘルプマーク・ヘルプカードをご存知ですか？\*

「ヘルプマーク」は、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

「ヘルプカード」は、障がいのある方などが困ったときに助けを求めるためのものです。「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。

北海道では、各市町村の窓口において配布をしています。配布を希望される方はお住まいの市町村にご確認ください。



## (4) その他市町村のサービス

○お住まいの町によって、介護保険や障がい福祉サービスによらない独自の支援や取組を実施している場合があります。療養上の困りごとをご相談いただくことで、利用できる支援があるかもしれません。

- (例) 家族への支援（介護教室など）、リハビリの支援（運動教室など）
- 移動の支援（移送サービスやタクシーチケットの交付、通院費の助成など）
- コミュニケーション支援（手話通訳者や要約筆記者の派遣など）
- 見守り支援（緊急通報システムの取り付け、民生委員やボランティアの見守りなど）

### 【お住まいの町の相談窓口】

相談内容により、別の窓口を紹介される場合もありますのでご了解ください。

町名	担当部署	連絡先	場所
鷹栖町	健康福祉課 地域福祉係（障がい）	0166-87-2112	鷹栖町サンホール はぴねす
	健康長寿係（介護）		
	保健推進係（保健）		
東神楽町	健康ふくし課 社会福祉係（障がい）	0166-83-5430	複合施設はなのわ （東神楽町役場）
	包括支援係（介護）	0166-83-5600	
当麻町	保健福祉課 福祉係（障がい）	0166-84-2111	当麻町役場
	介護係（介護）		
	健康推進係（保健）		
比布町	社会福祉室 福祉係（障がい）	0166-85-4804	比布町役場
	介護保険係（介護）	0166-85-2112	
愛別町	保健福祉課	01658-6-5116	愛別町役場
上川町	保健福祉課 介護福祉グループ	01658-2-4055	上川町役場
東川町	保健福祉課	0166-82-2111	東川町役場
美瑛町	保健福祉課	0166-92-4248	美瑛町役場
幌加内町	保健福祉課 しあわせ福祉係（障がい）	0165-35-3090	幌加内町保健福祉総合センターアルク
	あんしん介護係（介護）		
	すこやか保健係（難病）		

※上記以外にお住まいの方は、各市町村に「難病に関すること」「障がいに関すること」「介護に関すること」など、ご相談事を伝えてください。

## 就労に関すること

### (1) ハローワーク（公共職業安定所）

○求人情報の提供や職業選択への助言、配慮を必要とする内容を企業へ説明、職場適応のための支援を行っています。必要に応じて障害者就業・生活支援センターや障害者職業センターと連携しています。障がいをお持ちの方の支援窓口「みどりのコーナー」があります。

\*ハローワーク旭川【電話番号】0166-51-0176

### (2) 障害者就業・生活支援センター

○職業生活における自立を図るため、地域の関係機関連携の拠点となり、職業面及び生活面における一体的な支援を行っています。職業準備訓練や職場実習の斡旋、求職活動支援、職場定着支援、企業に対する特性を踏まえた雇用管理に関する助言、日常生活（生活習慣、健康管理、金銭管理等）に関する助言、地域生活・生活設計（住居、年金、余暇活動等）に関する助言を関係機関と連携をとりながら実施しています。

\*北海道が指定する事業所一覧が、道のホームページに掲載されています。

(URL) [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syuugyou\\_c\\_jigyoku.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syuugyou_c_jigyoku.html)

### (3) 北海道障害者職業センター

○障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携のもと、就職や職場復帰を目指す方に対して支援・サービスを提供しています。就職相談、職業能力等の評価、就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の障がい状況に応じた支援を行っています。

\*北海道障害者職業センター旭川支所【電話番号】0166-26-8231

### (4) 就労支援サービス（障害福祉サービス）

○障がい（身体・知的・精神）の方や難病患者の方で認定を受けた方が使えるサービス。一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う「就労移行支援」や、働く場を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行う「就労継続支援」、一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う「就労定着支援」がある。

#### \* 膠原病患者さんの体験談 \*

膠原病を発病してから数年が経ち、寛解期に入り、就職活動をしていましたが、なかなか就職に結びつきませんでした。病気をもちながら働くということが難しく、周りにも気を遣います。

周りの迷惑にならないようにと、まず、就労継続支援 B 型事業所に登録し、体調を見ながら長く勤めることを目標に通所していました。就労支援の事業所に通所することで仕事や人に対する自信が付き、縁があってコールセンターに就職し、就労継続支援 B 型事業所を卒業することができました。

新たな就職先では、病院に行く時間や就労時間を考慮してシフトを作ってくれたり、難病を理解していただいています。

今は少しでも難病患者さんの役に立ちたいと思い、難病連で活動しています。

## お金に関すること

### (1) 障害年金

○病気や事故で障がいが残った場合もしくは生まれつきの障がいがある場合などで、一定の条件（年齢、納付要件、障がいの程度）を満たしていると障害年金を請求することができます。手続きの詳細は年金事務所にお問い合わせください。また、障がいの程度の基準を満たしているかは主治医にご相談ください。

\*旭川年金事務所【電話番号】0166-72-5002

### (2) 自立相談支援事業

○生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を広く受け付け、相談内容に応じて、家計改善支援事業、就労準備支援事業などを活用した、自立にむけた支援を受けることができます。

\*北海道が指定する相談窓口が、道のホームページに掲載されています。

(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/seikatsukonkyuu.html>

### (3) 生活福祉資金費の貸付制度

○低所得者や高齢者、障がい者を対象としており、生活再建までの間に必要な生活費用等を低金利または無利子で借りることができます。

貸付の条件等の詳細については、北海道社会福祉協議会やお住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

### (4) 在宅難病患者等酸素濃縮機使用助成事業

○道内に住所を有し、在宅で酸素療法を行っている呼吸機能障害のある方を対象に、酸素濃縮器等の電気料金の一部（使用時間により月額 1,000 円または 2,000 円）を助成する事業です。手続きの詳細は住所地を管轄する保健所にお問い合わせください。

\*管轄保健所については道内の保健所一覧（7ページ）をご覧ください。

#### \* 成年後見制度について \*

今後の生活を考えたときに「自分で手続きができなくなったらどうしよう…」「お金の管理ができなくなったら心配…」という悩みはよくあることです。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方に対し、財産管理やサービスの契約等を支援することで、判断能力が不十分な方を保護・支援する制度です。

判断能力が不十分な方に対し後見人を定める「法定後見制度」と、ご本人の判断能力があるうちに、将来に備えて後見人を定める「任意後見制度」があり、その方のお体の状況や、環境、障がい程度や高齢者特有の症状等により、家庭裁判所で決定を受けることになります。

申し立てから決定までは一定の期間を要します。まずはお住まいの市町村や旭川成年後見支援センターへお問い合わせください



## 難病相談の窓口等について

### (1) 難病医療相談室

○難病診療連携拠点病院では「難病医療相談室」を設置し、難病診療連携コーディネーターが、難病医療に関して患者さんや関係機関からの相談に対応しています。

\* 難病診療センター難病医療相談室（北海道医療センター内）

【相談時間】平日 9:00～12:00／13:00～16:00 【電話番号】011-611-5066

### (2) 北海道難病センター

○北海道難病連が、患者・家族からの各種相談に応じています。

15 ページ「北海道難病連の活動」を参照ください。

### (3) 難病情報センター

○公益財団法人難病医学研究財団が運営しているホームページで、疾患の種類や難病患者、ご家族の方、関係者の方に参考となる情報を提供しています。



※QR コードは(株)デンソーウェブの登録商標です

難病情報センター

検索

#### \* 各機関への相談の前に \*

相談の際には、以下のことを確認しておくスムーズです。

- 難病患者さんのお名前、生年月日、住所、電話番号、疾患名
- 相談者のお名前、難病患者さんとのご関係性や続柄
- 相談したい内容（病気のこと、介護のこと、制度のこと、経済的なこと など）
- 相談相手にしてほしいこと（病気や治療のことについて教えて欲しい、どこに相談すれば良いのか教えて欲しい、アドバイスが欲しい、手続き・書類のことを教えて欲しい、話を聞いて欲しい など）

## 4 患者・家族会について

### 1 北海道難病連

#### (1) 北海道難病連の活動

北海道難病連は、難病や障がいに対する正しい知識の普及のため、医療講演会や交流会を道内各地で開始しています。

さらに、患者・家族からの各種相談に応じる相談室の常設、福祉用具の販売・貸与事業や北海道が開設した「北海道難病センター」を管理・運営し、難病患者や障がい者に対応した「宿泊室」や「会議室」を提供しています。

安価で、車椅子・オストメイト対応トイレや電動ベッドなど、様々な症状に対応可能な設備があります。



#### 【連絡先】

○場所：〒064-8506

札幌市中央区南4条10丁目

○電話：011-512-3233 (代表電話)

011-522-6287 (相談電話)

○FAX：011-512-4807

○受付：月曜～金曜

10時～16時まで



北海道難病連

検索

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

#### (2) 北海道難病連加盟疾病団体

北海道難病連には、現在32の疾病団体(家族会)が加盟しています(R6.7現在)

各疾病団体の入会には、入会金及び年会費(数千円程度)が必要になる場合があります。

#### 患者会一覧

個人参加難病患者の会「あすなる会」	(NPO)表皮水疱症友の会 DebRA Japan
乾癬の会	プラタナスの会(プラダー・ウィリー症候群児者の親の会)
(公財)がんの子どもを守る会北海道支部	北海道潰瘍性大腸炎・クローン病友の会(北海道   BD)
(NPO)線維筋痛症友の会北海道支部	北海道肝炎友の会
全国筋無力症友の会北海道支部	北海道小鳩会(ダウン症候群親の会)
全国膠原病友の会北海道支部	北海道腎臓病患者連絡協議会
(一社)全国心臓病の子どもを守る会北海道支部	北海道脊柱靭帯骨化症友の会
(一社)全国パーキンソン病友の会北海道支部	北海道ターナー症候群家族会 ライラックの会
(一社)全国ファブリー病患者と家族の会北海道支部	北海道多発性硬化症友の会
胆道閉鎖症の子どもを守る会北海道支部	北海道であい友の会(脊髄小脳変性症・多系統萎縮症)
日本ALS協会北海道支部(筋萎縮性側索硬化症)	北海道低肺の会
(公社)日本オストミー協会北海道支部	北海道バージャー病友の会
(一社)日本筋ジストロフィー協会北海道地方本部	北海道ヘモフィリア(血友病)友の会
(公社)日本てんかん協会北海道支部	北海道ベーチェット病友の会
日本二分脊椎症協会北海道支部	北海道網膜色素変性症協会
(公社)日本リウマチ友の会北海道支部	もやもや病の患者と家族の会北海道ブロック

## 2 北海道難病連 旭川支部

北海道難病連旭川支部は、旭川市内及び上川・空知・留萌地域をエリアに活動をしています。

日常活動では相談事業に力を注ぎ、行政・医療機関との連携を密に、相談者の悩み解決に向けて取り組んでいます。患者会との協力体制も円滑に行われており、支部の活動の柱となっています。

また、難病患者を中心とした作業所を開所（現在は就労継続支援B型事業所として独立して運営）する等、難病患者の就労問題にも取り組んでいます。

### 【連絡先】

○場所：〒070-0035

旭川市5条通5丁目1690-1 難病連旭川営業所内

○電話：0166-24-7690 FAX：0166-73-9995

北海道難病連 旭川支部

検索 



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

旭川支部で活動している各患者会の詳細については、旭川支部までお問い合わせください



memo

## 5 緊急・災害への備え

- ・上川保健所管内では、地震災害、洪水・土砂災害、火山・噴火災害、雪害等さまざまな災害に遭う可能性があり、災害によっては、電気や水道などのライフラインが遮断されてしまう可能性があります。
- ・災害はいつ起こるかわかりません。日ごろから、準備をしておくことが必要です。家族や主治医などと、災害時の対応について話し合っておきましょう。

### 災害が起こる前に準備しておくこと

#### (1) 災害に関する情報の確認

- ・お住まいの市町村ごとに、**防災ハザードマップ**や**避難所情報等**が作成されていますので、事前に確認しておきましょう。
- ・災害発生時には、テレビやラジオ等で情報が配信されます。停電にも備え、ラジオや防災電話の点検をしておきましょう。

○北海道では、『北海道防災対策支援システム』により、気象台が発表する大雨、洪水等の警報、注意報や、道内で観測された河川水位など最新の防災情報を配信しています。登録をお勧めします。

【北海道防災ポータル】<https://mail.bousai-hokkaido.jp/>



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

#### (2) 療養空間の安全確保

- ・災害時、安全に避難ができるように、自宅内の避難順路を確認し、スムーズに避難できるよう、対策しましょう。家具や電化製品は固定する、ベッドと距離を取るなど、避難の妨げにならないように配置を工夫しましょう。

#### (3) 災害時の協力者を確保する

- ・安否確認や医療機関等への連絡などをしてくれる身近な支援者（近隣者、町内会、民生委員など）を見つけておきましょう。平日頃から地域の方々とコミュニケーションを図り、何かあったときは支援をお願いできる関係を築いておくことがとても重要です。
- ・お住いの市町村の窓口で、**避難行動要支援者**として登録可能な場合があります。

#### (4) 災害時連絡カードの作成

- ・家族、医療機関や支援者などの連絡先リストを作成し、目のつくところに貼っておきましょう。身体状態や医療情報をまとめ、避難所などで提示することで、配慮をしてもらいやすくなります。

\*災害時連絡票（22 ページ）を活用してください。

## (5) 避難場所を確認する

- ・市町村が設置する避難所は、災害に関する情報が集まり、食糧等物資配給の場所ともなります。お住いの地域で、どこが指定されているのか、確認しておきましょう。また、福祉避難所（避難場所での生活が困難な高齢者や障がい者等が避難する二次的な避難場所）を指定している市町村もありますので、確認しておくといいです。
- ・日ごろから、家族や支援者等と避難場所、避難する際の経路や手順等を話し合っておきましょう。



私の避難する場所は「」です。

## (6) 非常用持出品と備蓄品の準備

- ・生活必需品は、最低 3 日分を準備しましょう。
- ・人によって必要な物は異なるので、家族や関係者と持ち物を確認しておきましょう。
- ・準備した物は、防水素材のリュックに入れておくと、避難時に両手が使えて便利です。

### 【持出品の参考リスト】

医薬品	<input type="checkbox"/> 服用中の薬（1週間分） <input type="checkbox"/> 使用している医療機器 <input type="checkbox"/> 衛生材料（ガーゼ、アルコール綿、蒸留水、使い捨て手袋など） <input type="checkbox"/> 救急セット（きず薬、包帯、ばんそうこうなど）
身分証等	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証 <input type="checkbox"/> お薬手帳（お薬の説明書） <input type="checkbox"/> 災害時連絡カード（資料）
衛生用品	<input type="checkbox"/> 紙おむつ・尿とりパット <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 綿棒 <input type="checkbox"/> 歯ブラシ <input type="checkbox"/> 義歯 <input type="checkbox"/> マウスウォッシュ
食料	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 非常食（3日分程度） <input type="checkbox"/> （胃ろう等の場合）経管栄養セット
日用品	<input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 予備の電池 <input type="checkbox"/> 予備メガネ <input type="checkbox"/> スリッパ（上靴） <input type="checkbox"/> 防犯ベルや笛 <input type="checkbox"/> マッチ・ライター <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ <input type="checkbox"/> ビニール袋
衣類	<input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> 靴下 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 下着
貴重品	<input type="checkbox"/> 現金（小銭） <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器 <input type="checkbox"/> 印鑑
その他	<input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な場合の物品

### □口腔ケアについて

- ・被災時はお口の清潔を保つこともとても大切です。歯ブラシ等の他、水が使えない状況も 考えマウスウォッシュ（洗口液）を用意しておくといいでしょう。使用するマウスウォッシュは、保湿の点も考慮し、ノンアルコールのものが望ましいです。
- ・義歯を使っている方は、専用ケースに入れて、避難時に持ち出しやすい場所に置いておくようにしましょう。

## 自宅で医療機器等を使用している方の準備

### (1) 停電への備え

\*人工呼吸器や在宅酸素療法機器、痰吸引器などの医療機器を利用している方にとって、停電時の備えはとても重要です。

バッテリーや予備電源の準備をしましょう。

- バッテリーの有無や持続時間は機種によって異なるので、平时に医療機器メーカー担当者や訪問看護師等などと確認しておくことが大切です。
- 内部、外部バッテリーは常に充電して、緊急時に使用できる状態にしておきましょう。
- 外部バッテリーの寿命は使用しなくても2～3年と言われているので、定期点検・交換を行いましょ。発電機については、1カ月に1回は定期点検を行いましょ。
- 外部バッテリーや発電機器等との接続方法について、日頃から練習しておきましょう。

### (2) 医療ケア等に必要な非常用品の準備

- 人工呼吸器、在宅酸素、在宅人工透析、胃ろうを造設している方などは、ふだんのケアで使用している物品の準備や、非常時の電源が確保できない状態に備えた準備が必要となります。
- 備蓄チェックリスト（20ページ）を参考に、避難の際に必要なものを想定しておきましょう。

実際に災害が起こった時の想定をしておきましょう

- 停電が起こったときや避難が必要となったときどんなことに困りそうですか？

- その時、どんな対応をとりますか？



備蓄チェックリスト(療養必需品) ※必要なものを、ご家族や支援者とともにご確認ください。

記入日 年 月 日

療養必需品の種類		備蓄量
食事関連	<input type="checkbox"/> 経管栄養剤 (種類:                      一日量:                      )	
	<input type="checkbox"/> 経管栄養用ボトル	
	<input type="checkbox"/> 栄養チューブ	
	<input type="checkbox"/> 接続チューブ	
	<input type="checkbox"/> 注入器	
	<input type="checkbox"/> 水と食糧(最低3日分、1週間分あると良い)	
	<input type="checkbox"/>	
内服薬関連	<input type="checkbox"/> お薬手帳(コピー)	
	<input type="checkbox"/> 常用薬(最低3日分、1週間分あると良)	
	<input type="checkbox"/> その他(内服時の必需品など)	
	<input type="checkbox"/>	
衛生材料関連	<input type="checkbox"/> ガーゼ類	
	<input type="checkbox"/> アルコール綿	
	<input type="checkbox"/> 注射器	
	<input type="checkbox"/> 精製水	
	<input type="checkbox"/>	
排泄関連	<input type="checkbox"/> オムツ類	
	<input type="checkbox"/> 尿器類	
	<input type="checkbox"/> カテーテル・バック類	
	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/> コミュニケーション用具(文字盤など)	
	<input type="checkbox"/> 移動の補助具(杖、歩行器など)	
	<input type="checkbox"/>	

- ☆ 持ち出し分は、リュックや衣装ケースにまとめておくことをお勧めします。
- ☆ 町のハザードマップに記載されている災害対策用品もチェックしましょう。

備蓄チェックリスト(医療機器) ※当てはまる物のみ確認

記入日 年 月 日

		医療機器	備蓄量など
人工呼吸器関連		人工呼吸器(機器名): <input type="checkbox"/> 内部バッテリーあり <input type="checkbox"/> 内部バッテリーなし 内部バッテリー作動時間____時間 消費電力____W	
		<input type="checkbox"/> 呼吸器回路(予備)	
		<input type="checkbox"/> 気管カニューレ予備	
		<input type="checkbox"/> 人工鼻	
		<input type="checkbox"/> パルスオキシメーター(SpO2)	
	非常用電源	<input type="checkbox"/> アンビューバック	
		<input type="checkbox"/> 外部バッテリー 製品名: 充電時間____時間 使用可能時間____時間	
		<input type="checkbox"/> カーインバーター	
		<input type="checkbox"/> 延長コード	
		<input type="checkbox"/> 発電機	
	<input type="checkbox"/> 燃料(種類: _____ 量: _____ )		
痰吸引器関連		吸引器機種(機種名): <input type="checkbox"/> 内部バッテリーあり ( ____年 ____月交換) 内部バッテリー作動時間____時間	
		<input type="checkbox"/> 携帯用	
		<input type="checkbox"/> 吸引カテーテル(本数)とアルコール綿	
		<input type="checkbox"/> 使い捨てグローブ	
	非常用電源	<input type="checkbox"/> 外部バッテリー(個数): 充電時間:____分 使用可能時間:____時間	
		<input type="checkbox"/> シガーソケット対応のケーブル	
		<input type="checkbox"/> 延長コード	
在宅酸素関連		酸素濃縮機(機種名): <input type="checkbox"/> 内部バッテリーあり <input type="checkbox"/> 内部バッテリーなし	
		<input type="checkbox"/> 酸素ボンベ	
		<input type="checkbox"/> 酸素ボンベ用キャリー、リュック	
		<input type="checkbox"/> 酸素用チューブ(カニューレ)	
		<input type="checkbox"/> 蒸留水	
その他		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	



## 災 害 時 連 絡 票

- ・もしものときのために、災害時の持出品と一緒に保管しておくなどして、ご活用ください。
- ・えんぴつで記入すると、変更がある場合に書き直しがしやすくなります。

氏名(ふりがな)		記入年月日		年 月 日
		生年月日		T・S・H・R 年 月 日
		血液型		型 (Rh) + ・ -
電話番号	- -	アレルギー	無・有( )	
住 所				
現在治療中の病気	かかりつけ医療機関名	担当医	連絡先	
かかりつけ薬局				
これまでにかかった病気				
身体状況	医療処置	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 気管切開 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> 自己導尿 <input type="checkbox"/> その他( )		
	自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 介助内容: <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> その他( )		
その他 配慮が必要なこと等				
緊急連絡先				
家族等	①	氏名 (続柄)		TEL
		住所		
	②	氏名 (続柄)		TEL
		住所		
	③	氏名 (続柄)		TEL
		住所		
ケアマネ	事業所名 担当者		電力会社	事業所名
	住所 TEL			TEL
訪問看護	事業所名 担当者		医療機器 メーカー	事業所名
	住所 TEL			TEL
最寄りの避難所		TEL		

## 6 資料

### 障害福祉サービス

#### 1 介護給付、訓練等給付

	種類	内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度肢体不自由者または重度知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

## 2 補装具費の支給

身体上の障がいを補い、身体に必要な機能を補完・代替するために、次のような補装具の購入・修理に係る費用の助成を行っています。

対象者	補装具の種目（主なもの）
視覚障がい者	眼鏡、視覚障害者安全杖、義眼
聴覚障がい者	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
肢体不自由者	車いす、電動車いす、歩行補助杖（一本杖を除く）、歩行器、義肢、装具、姿勢保持装具、重度障害者用意思伝達装置（身体障がい児のみ） 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

## 3 日常生活用具の給付

日常生活を自立した状態で円滑に過ごすために必要な機器の購入を助成するもので、各市町村が支給を決定します。種目や対象要件についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。

種目	用途、形状など
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

上記以外にも、「地域活動支援センターの設置」「移動支援」「成年後見制度利用支援」「意思疎通支援」等のサービスを実施しています。

内容は自治体により異なりますので、詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

# 介護保険サービス

## 1 主な介護サービスの種類と内容

種類	内容
サービス計画等の作成	指定居宅介護支援・介護予防支援 居宅で介護サービスを利用するために、居宅サービス計画の作成、事業者との調整などを行います。
訪問サービス	訪問介護（ホームヘルプ） ヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や、調理、洗濯、掃除などの生活全般の援助を行います。
	訪問入浴介護 車などで浴槽を利用者宅に運び、入浴の援助を行います。
	訪問看護 難 看護師などが居宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション 難 理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 難	医師や歯科医師などが居宅を訪問し、介護サービス利用の注意や介護方法の指導・助言などを行います。
通所サービス	通所介護（デイサービス） デイサービスセンターなどに通い、必要な日常生活上の世話や機能訓練、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを行います。社会的な孤立を防いだり、家族の介護負担を軽くする効果もあります。
	通所リハビリテーション（デイケア） 老人保健施設や医療機関に通い、心身の機能の維持回復や自立を助けるためにリハビリテーション、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを行います。
短期入所	短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設へ短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを受けます。
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します（原則要介護 3～5）。
	介護老人保健施設（老人保健施設） 在宅復帰を目指している方が入所し、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します（要介護 1～5）。
	介護医療院 難 長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練や必要な医療などを提供します（要介護 1～5）。
	特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを行います。
福祉用具	福祉用具貸与 自宅での日常生活をしやすくし、また、機能訓練を行い、日常生活の自立を助けるために、福祉用具（車いすや特殊寝台など）を借りることができます。
	特定福祉用具販売 在宅での入浴や排せつをしやすくするための福祉用具等を購入した場合に、保険が適応されます。

※**難**・・・「特定医療費（指定難病）受給者証」をお持ちの方は、サービス内容を特定医療費の自己負担上限額月額に含めることができます。

種類		内容
住宅改修		スロープ、手すり設置などの住宅改修を行った場合に、保険が適応されます。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	中重度者の在宅生活を可能にするため、日中・夜間を通じて複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的にまたは密接に連携しながら提供します。
	夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回訪問や通報により、利用者の自宅で排せつ、日常生活上の緊急時の対応、その他の世話をを行います。
	地域密着型通所介護	デイサービスセンターに通い、生活機能の維持・向上をめざし、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行います。
	認知症対応型通所介護	認知症の利用者にデイサービスセンター等に通ってもらい、必要な日常生活上の世話等を行います。
	小規模多機能型居宅介護	利用者の状況や環境に応じて、訪問・通所・泊まりのサービスを組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話および機能訓練等を行います。
	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者を支援するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を組み合わせて提供します。
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	共同生活の住居に入居する認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練等を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の特定施設（有料老人ホーム等）の入居者に対し、日常生活の世話や機能訓練、療養上の世話をを行います。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の特別養護老人ホームの入居者に対し、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

※難・・・「特定医療費（指定難病）受給者証」をお持ちの方は、サービス内容を特定医療費の自己負担上限額月額に含めることができます。

## 道内の保健所一覧

	保健所名/支所名	管轄市町村/住所/電話
1	札幌市保健所	札幌市 〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 011-211-2111
2	旭川市保健所	旭川市 〒070-8525 旭川市 7 条 通 9 丁目 0166-26-1111
3	市立函館保健所	函館市 〒040-0001 函館市五稜郭町 23-1 0138-32-1539
4	小樽市保健所	小樽市 〒047-0033 小樽市富岡 1 丁目 5-12 0134-22-3117
5	渡島保健所	北斗市、七飯町、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町 〒041-8551 函館市美原 4 丁目 6-16 0138-47-9541
		木古内支所 〒049-0431 上磯郡木古内町字木古内 214-5 01392-2-2068
		森支所 〒049-2311 茅部郡森町字上台町 330 01374-2-2323
6	八雲保健所	八雲町、長万部町、今金町、せたな町 〒049-3112 二世郡八雲町末広町 120 0137-63-2168
		今金支所 〒049-4308 瀬棚郡今金町字今金 107-2 0137-82-0251
7	江差保健所	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町 〒043-0043 檜山郡江差町本町 63 0139-52-1053
8	江別保健所	江別市、石狩市、当別町、新篠津村 〒069-0811 江別市錦町 4-1 011-383-2111
		石狩支所 〒061-3217 石狩市花川北 7 条 1 丁目 14-1 0133-74-1142
9	千歳保健所	千歳市、恵庭市、北広島市 〒066-0042 千歳市東雲町 4 丁目 2 0123-23-3175
10	倶知安保健所	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二七二町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 〒044-8588 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 0136-23-1951
		余市支所 〒046-0015 余市郡余市町朝日町 12 0135-23-3104
11	岩内保健所	共和町、岩内町、泊村、神恵内村 〒045-0022 岩内郡岩内町清住 252-1 0135-62-1537
12	岩見沢保健所	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町 〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目 0126-20-0115
		由仁支所 〒069-1204 夕張郡由仁町新光 195 01238-3-2221
13	滝川保健所	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町 〒073-0023 滝川市緑町 2 丁目 3-31 0125-24-6201
14	深川保健所	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町 〒074-0002 深川市 2 条 1 8 番 6 号 0164-22-1421
15	室蘭保健所	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町 〒051-8558 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 0143-24-9843

16	苫小牧保健所	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町	
		〒053-0021 苫小牧市若草町2丁目2-21	0144-34-4168
17	浦河保健所	浦河町、様似町、えりも町	
		〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1-8	0146-22-3071
18	静内保健所	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町	
		〒056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8-1	0146-42-0251
19	上川保健所	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町	
		〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5989
20	名寄保健所	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	
		〒096-0064 名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121
21	富良野保健所	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	
		〒076-0011 富良野市末広町2番10号	0167-23-3161
22	留萌保健所	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	
		〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8324
23	稚内保健所	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	
		〒097-8525 稚内市末広町4丁目2番27号	0162-33-2417
		〒098-3396 天塩郡天塩町新栄通9丁目	01632-2-1179
23	稚内保健所	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	
		〒098-5704 枝幸郡浜頓別町中央北3番地	01634-2-0190
		〒097-0401 利尻郡利尻町沓形字日の出町	01638-4-2247
24	網走保健所	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町	
		〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0698
25	北見保健所	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町	
		〒090-8518 北見市青葉町6番6号	0157-24-4171
26	紋別保健所	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	
		〒094-8642 紋別市南が丘町1丁目6番地	0158-23-3108
26	紋別保健所	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	
		〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目	01584-2-3108
27	帯広保健所	帯広市、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	
		〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8637
		〒081-0013 上川郡新得町3条南6丁目	01566-4-5104
		〒089-2622 広尾郡広尾町公園通南4丁目	01558-2-2191
27	帯広保健所	帯広市、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	
		〒089-3334 中川郡本別町北1丁目4-39	01562-2-2108
28	釧路保健所	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	
		〒085-0826 釧路市城山2丁目4-22	0154-65-5811
28	釧路保健所	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	
		〒088-2312 川上郡標茶町常盤8丁目1番地	01548-5-2155
29	根室保健所	根室市	
		〒087-0009 根室市弥栄町2丁目1	0153-23-5161
30	中標津保健所	別海町、中標津町、標津町、羅臼町	
		〒086-1001 中標津郡中標津町東1条南6丁目	0153-72-2168

この冊子の最新版は、上川保健所のホームページに掲載しておりますので、  
使用に併せて、ご確認ください。

**【問い合わせ先】**

上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議難病対策専門部会 事務局  
北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室（北海道上川保健所）  
健康推進課 健康支援係

住所：〒079-8610  
旭川市永山6条19丁目1番1号  
TEL：0166-46-5992  
FAX：0166-46-5262

平成31年3月 作成  
令和7年2月 改訂